

第 1 回

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会

会 議 資 料

平成15年 3月15日

三野町・三好町・井川町・三加茂町

第1回三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会日程

日程 1	開会		
日程 2	会長あいさつ		
日程 3	委員任命・自己紹介・職員紹介		
日程 4	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会設置に至る経過報告 について	1
日程 5	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会の役割について	2
【報告事項】			
日程 6	報告第1号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約に ついて	4
日程 7	報告第2号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約に 関する協議書について	6
日程 8	報告第3号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会役員会 規程について	8
日程 9	報告第4号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会幹事会 規程について	9
日程 10	報告第5号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会専門部 会規程について	11
日程 11	報告第6号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会事務局 規程について	13
日程 12	報告第7号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会財務規 程について	17
日程 13	報告第8号 平成14年度三野町・三好町・井川町・三加茂町合併 協議会予算について	19
【協議事項】			
日程 14	協議第1号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議運 営規程(案)について	26
日程 15	協議第2号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議運 営申し合わせ事項(案)について	28
日程 16	協議第3号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議傍 聴規程(案)について	29
日程 17	協議第4号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会小委員 会規程(案)について	33
日程 18	協議第5号 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会委員等 の報酬及び費用弁償に関する規程(案)について	34
日程 19	協議第6号 平成15年度三野町・三好町・井川町・三加茂町合併 協議会予算(案)について	35
【その他】			
日程 20	今後の取り組みについて	43
日程 21	次回日程について	47
日程 22	閉会		

【日程4】

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会設置に至る経過報告

現在、交通や情報通信の発達に伴って生活圏の広域化が進む中、少子高齢化やごみ問題、介護保険の実施など三好郡の町村を取り巻く環境は大きく変化してきています。特に平成12年4月には地方分権一括法が施行され、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力の満ちた地域社会の実現、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスの提供をするために地方自治の確立が求められています。

このような状況の中、現在の国や地方の厳しい財政状況を踏まえ、全国的に合併協議会が設置され、市町村合併について検討がなされています。また国の地方制度調査会においては、合併特例法期限後の小規模町村のあり方について、事務の一部を都道府県か周辺市町村が実施するなどの方向で検討がすすめられるなど、市町村をとりまく環境は変わりつつあります。

三好郡8か町村は平成14年2月27日に「三好郡合併問題研究会」を設立し、各町村の人口、産業構造、財政状況などの基礎調書や将来予測、郡内全世帯を対象にしたアンケート調書の実施など町村合併に関する基本的な事項について調査研究を行い、各町村の抱える共通の課題を解決するためには、合併特例法が平成16年度末である事を踏まえ法定協議会設置に向けた取組みが急がれるとの結論に達しました。

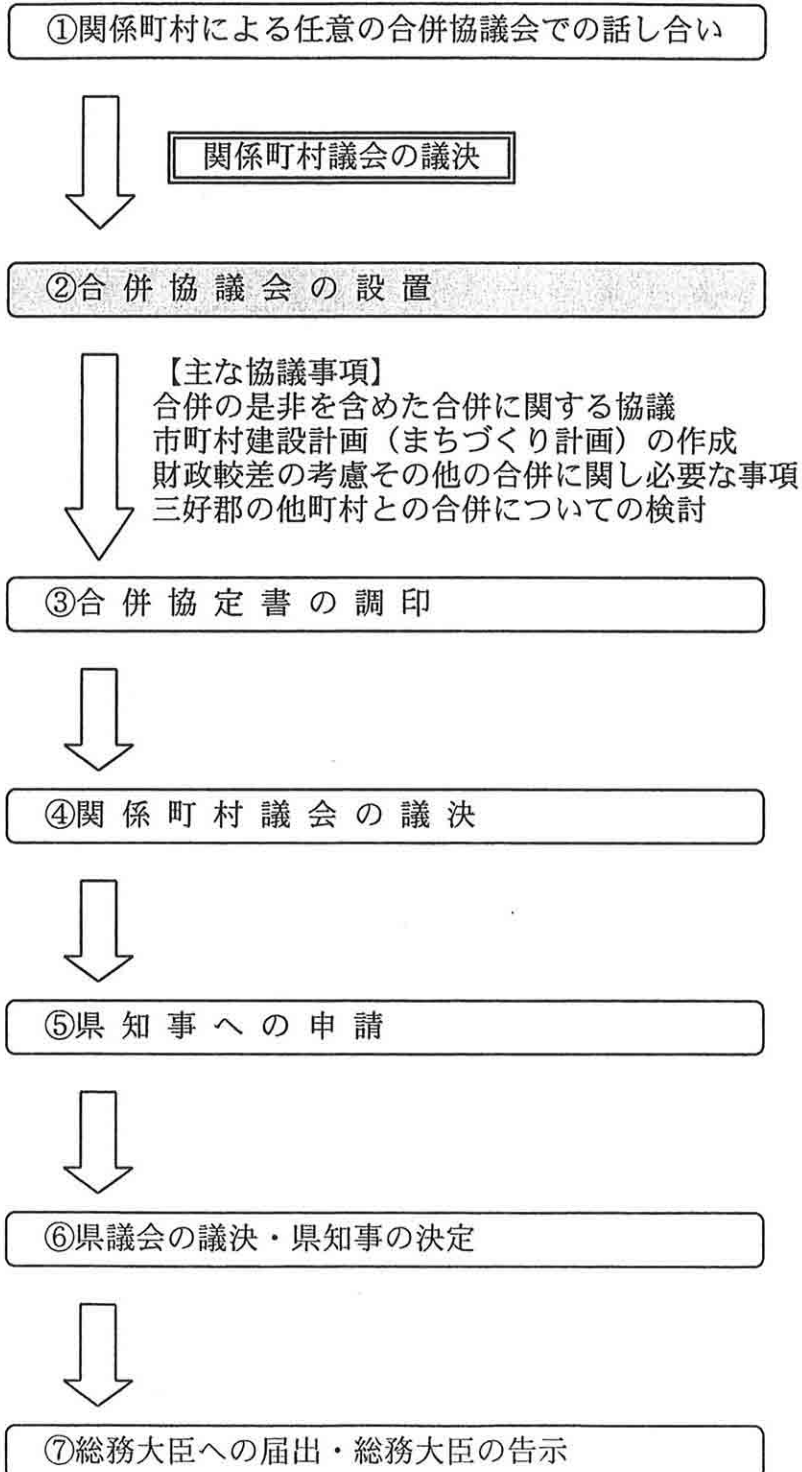
合併の枠組みについては、三好郡の町村長及び町村議会で精力的に検討を重ねた結果まず、三野町、三好町、井川町、三加茂町の4町で法定協議会を設置し、その後三好郡の他町村との合併についても検討することで合意し、今月の3月6日に4町で3月定例議会に同時に提案し4町とも可決され、本日の「三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会」が設置される運びとなりました。

【日程5】

合併協議会の役割

合併協議会とは・・・

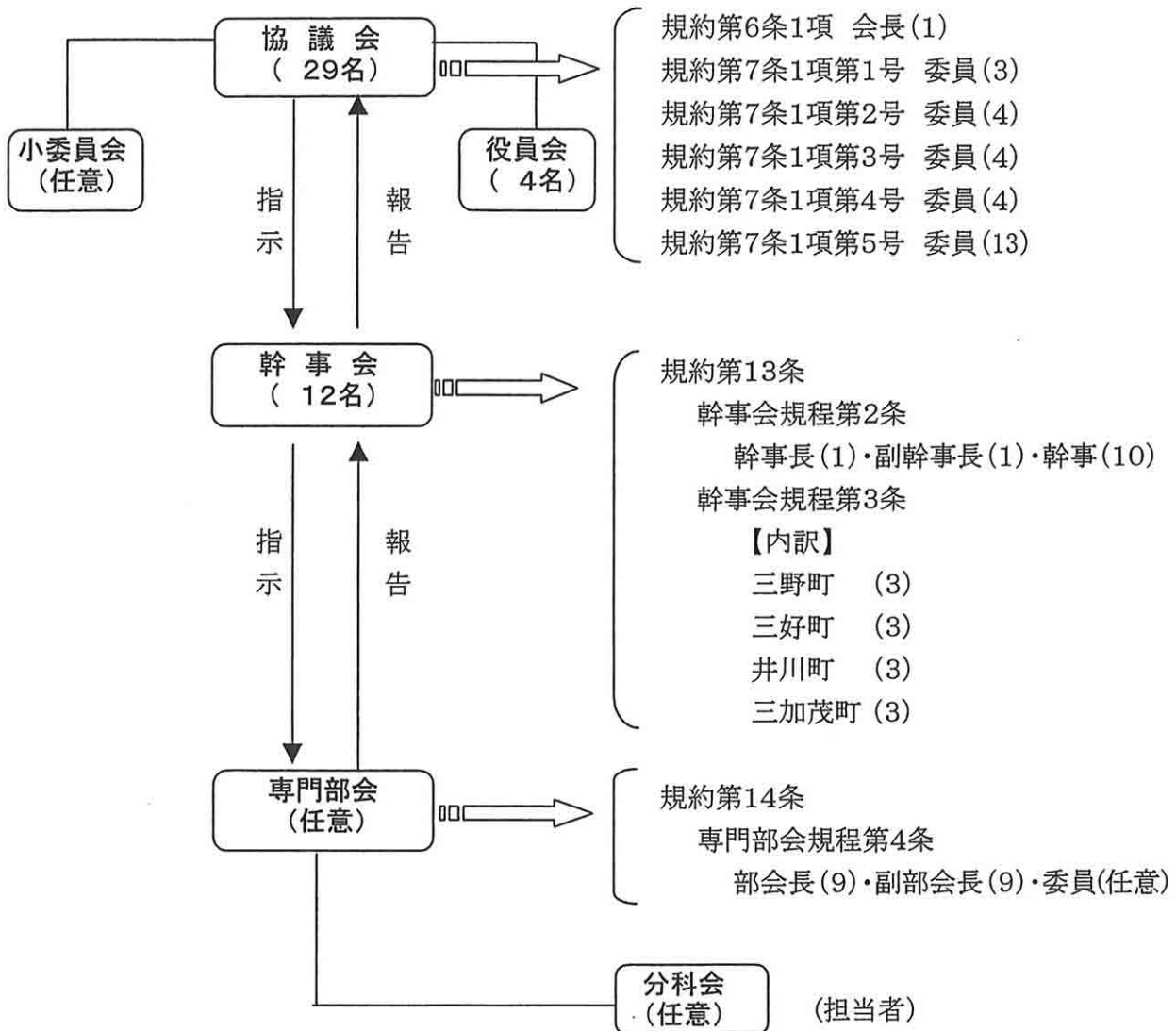
行政・議会・住民の代表が参加し、合併に関するあらゆる事項を正式に協議する場である。



平成17年3月31日まで

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会組織図

()内:人数



事務局 (10名)

- 規約第15条
- 事務局規程第4条
局長(1)・次長(1)・職員(7)・臨時職員(1)
- 【内訳】
- 徳島県(1)
- 三野町(2)
- 三好町(2)
- 井川町(2)
- 三加茂町(2)
- 臨時職員(1)

【日程6】報告第1号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 三野町、三好町、井川町及び三加茂町（以下「4町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた合併に関する協議
 - (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、財政較差の考慮その他の合併に関し必要な事項
- (事務所)

第4条 協議会の事務所は、三野町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、4町の長の協議により、4町の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 4町の長（前条第1項の規定により会長となった者を除く。）
- (2) 4町の長が指名した職員各1名
- (3) 4町の議会の議長
- (4) 4町の議会が推薦した議員各1名
- (5) 4町の長が協議して定めた学識経験を有する者15名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(役員会)

第12条 合併に関する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に役員会を置くことができる。

2 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 会議に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(専門部会)

第14条 第3条各号に掲げる事項について専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(経費)

第16条 協議会に要する費用は、4町が協議して負担する。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、事務所の属する町の監査委員2名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第18条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第19条 第7条第1項第5号の規定による委員及び第17条第1項の規定による監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 第7条第1項第1号から第4号までの規定による委員は、その職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

3 前2項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成15年3月15日から施行する。

2 第3条に掲げる事務のほか、この協議会は、三好郡の他町村との合併についても検討するものとする。

【日程7】報告第2号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約に関する協議書

三野町長、三好町長、井川町長及び三加茂町長（以下「4町の長」という。）は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1項、第7条第1項第2号、同条同項第5号、第8条、第15条及び第16条に規定する事項等について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

1 規約第6条第1項に規定する会長の選任について

会長には、三加茂町長 川原義朗 を選任する。

2 規約第7条第1項第2号に規定する職員について

4町の長が指名した職員については、次に掲げるとおりとする。

町名	役職	氏名
三野町	助役	黒 濟 忠 治
三好町	助役	土 井 義 弘
井川町	助役	福 田 功 稔
三加茂町	助役	田 岡 正 憲

3 規約第7条第1項第5号に規定する学識経験を有する者について

学識経験を有する者については、次に掲げるとおりとする。

三野町	三好町	井川町	三加茂町
宮内和春	秋田唯夫	大西正信	川原芳明
藤川隆幸	安宅昌之	土井清子	横田啓二
山本佳代子	横関ヨシ子	岸上 清	前田満子

所属等	氏名
徳島県	森 周一

4 規約第8条に規定する会長の職務代理について

会長の職務を代理する委員には、三好町長 西尾大生 を指定する。

5 規約第15条に規定する協議会の事務を処理する事務局について

協議会の事務を処理する事務局の職員については、次に掲げる者をもって充てる。
また、今後必要に応じ協議の上、補充するものとする。

町名	氏名	氏名
三野町	千葉正明	宮内克彰
三好町	竹谷昌司	谷藤哲也
井川町	大溝公二	片山秀和
三加茂町	黒島新二	逸見雅信

(ただし、片山秀和は平成15年4月1日からの勤務とする。)

6 規約第16条に規定する協議会に要する費用について

協議会に要する費用のうち4町が負担すべき費用（国・県補助金等が充当される費用を除く。以下「費用」という。）については、費用の10分の2を平等割、同じく10分の4を平成12年国勢調査による人口割、残る10分の4を基準財政需要額割とする。

7 協議内容等の変更について

当協議内容等に変更が生じた場合は、別に協議書を取り交わすものとする。

上記協議の証として本書4通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成15年3月15日

三野町長 竹 重 義 博

三好町長 西 尾 大 生

井川町長 中 瀧 清 文

三加茂町長 川 原 義 朗

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会役員会規程

(設置)

第 1 条 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会（以下「協議会」という。）の役員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 役員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、合併に関する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(組織)

第 3 条 役員会は、4 町の長をもって組織する。

(会議)

第 4 条 役員会の会議は、申し合わせ事項により開催する。

(会議の運営)

第 5 条 会長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

(関係者等の出席)

第 6 条 役員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

2 関係者等が役員会に出席したときの費用弁償は、三野町の例により支給する。

(庶務)

第 7 条 役員会の庶務は、規約第 15 条に規定する事務局において処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会幹事会規程

(設置)

第1条 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、4町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

(1) 幹事長1名

(2) 副幹事長1名

3 役員は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(合同会議)

第7条 幹事会は、必要に応じて規約第14条に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(関係者等の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

2 関係者等が幹事会に出席したときの費用弁償は、三野町の例により支給する。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第15条に規定する事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月15日から施行する。

別 表（第3条関係）

町 名	職 名
三野町	助役・総務課長・合併担当職員
三好町	助役・参事（総務企画課長）・合併担当職員
井川町	助役・総務課長・合併担当職員
三加茂町	助役・総務課長・合併担当職員

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 専門部会は、必要に応じて、分科会を置くことができる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事会の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に定める者が会議に出席したときの費用弁償は、三野町の例により支給する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月15日から施行する。

別 表 (第 3 条関係)

専門部会名	三野町	三好町	井川町	三加茂町
総務部会	総務課長 収入役職務代理	総務企画課長 建設課長 税務課長	支所長 総務課長 企画財政課長	総務課長 会計課長 産業課長
企画部会	総務課長	総務企画課長 建設課長 産業経済課長	総務課長 企画財政課長	総務課長
住民部会	税務課長 住民課長	税務課長 住民課長 社会福祉課長 生涯学習課長	支所長 住民課長 税務課長	税務課長 住民課長 厚生課長 生涯学習課長
健康福祉部会	厚生課長 保育所長 建設課長 住民課長 病院事務長 特養施設長 社会福祉協議会局長	社会福祉課長 保育所長 社会福祉協議会局長	建設課長 厚生課長 保育所長 老人ホーム施設長 社会福祉協議会局長	厚生課長 保育所長 児童館長 母子生活支援施設長 社会福祉協議会局長
環境部会	厚生課長 建設課長	環境課長 社会福祉課長	環境課長	環境課長 水道課長
建設部会	建設課長 産業課長	建設課長 産業経済課長	建設課長 総務課長 国土調査室長	建設課長 産業課長 厚生課長 国土調査課長
産業経済部会	産業課長 建設課長 農業委員会事務局長	産業経済課長 建設課長	産業課長 建設課長	産業課長 建設課長
教育部会	教育次長 保育所長 住民課長	教育委員会事務局次長 生涯学習課長 給食センター所長	教育委員会次長 共同調理場所長 住民課長	学校教育課長 生涯学習課長 給食センター所長 幼稚園長
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長	総務課長 議会事務局長	議会事務局長

◎ なお、各町村の組織変更及び庶務規則等の変更により、それぞれの部会に関係すると思われる課等が新たに追加された場合は、それぞれの部会に随時参加要請できるものとする。

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、推進班及び計画班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて徳島県職員の派遣を要請するものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 班相互間の連絡及び調整
- (2) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (3) 分掌する事務の管理

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に重要と判断される事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事
- (2) 物品及び現金の出納に関する事
- (3) 事務局の運営に係る基本方針に関する事
- (4) 三野町、三好町、井川町及び三加茂町との連絡調整に関する事
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事
- (6) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事
- (7) その他軽易な事項に関する事

(代決)

第8条 会長が不在のときは、規約第8条に規定する委員（以下「職務代理者」という。）がその事務を代決する。

- 2 会長及び職務代理者がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、職務代理者及び事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務、勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する町の例による。

(旅費)

第11条 職員の旅費については、三野町の例により協議会が支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の会議に関する事 2 庶務及び会計に関する事 3 報酬等の支給に関する事 4 合併の諸手続きに関する事 5 合併に係わる資料の編さんに関する事 6 合併の期日に関する事 7 合併の方式に関する事 8 新市町村の名称に関する事 9 新市町村の事務所の位置に関する事 10 財産の取扱いに関する事 11 議員定数及び任期の取扱いに関する事 12 農業委員会定数及び任期の取扱いに関する事 13 特別職の職員の身分の取扱いに関する事 14 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 15 組織及び機構に関する事 16 人事に関する事 17 他班に属しない事項に関する事
推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報広聴に関する事 2 地方税の取扱いに関する事 3 条例・規則等の取扱いに関する事 4 使用料・手数料等に関する事 5 公共的団体等の取扱いに関する事 6 補助金・交付金等の取扱いに関する事 7 町・字名の取扱いに関する事 8 慣行の取扱いに関する事 9 国民健康保険事業の取扱いに関する事 10 介護保険事業の取扱いに関する事 11 消防団の取扱いに関する事 12 一部事務組合等の取扱いに関する事 13 各種事務の取扱いに関する事
計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村建設計画に関する事 2 財政計画に関する事 3 予算編成に関する事 4 国・徳島県との連絡調整に関する事

別表第2（第9条関係）

1 名 称	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会の印	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会長の印	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会事務局長の印
2 ひな形	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会之印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会 会長の印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会事務局長之印 </div>
3 寸 法	2.1cm× 2.1cm	2.1cm ×2.1cm	1.8cm ×1.8cm
4 書 体	楷書体	楷書体	楷書体
5 用 途	対外全般	対外全般	対外全般

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約第18条の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、三野町、三好町、井川町及び三加茂町の負担金、県支出金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第5条 会長は、協議会の事務局職員のうちから、協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び充用)

第6条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後3か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、三野町の例により、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月15日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

平成14年度

三野町・三好町・井川町・三加茂町
合併協議会予算書

平成14年度 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会予算書

平成14年度 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,000千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成14年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成15年 3月15日

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会

会長 川原義朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1 負担金		20,000
	1 負担金	20,000
2 諸収入		2,000
	1 諸収入	2,000
歳 入 合 計		22,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 運営費		10,410
	1 会議費	5,870
	2 事務局費	4,540
2 事業推進費		1,984
	1 事業推進費	1,984
3 予備費		9,606
	1 予備費	9,606
歳 出 合 計		22,000

歳入歳出事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	
			前年度予算額	比較
1負担金	20,000	0	0	20,000
2諸収入	2,000	0	0	2,000
歳入合計	22,000	0	0	22,000

(単位:千円)

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
					国県支出金	その他
1運営費	10,410	0	10,410	16	10,394	
2事業推進費	1,984	0	1,984		1,984	
3予備費	9,606	0	9,606		0	9,606
歳出合計	22,000	0	22,000		2,000	20,000

(単位:千円)

2. 歳入

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	20,000	0	20,000			
1 負担金	20,000	0	20,000			
1 負担金	20,000	0	20,000	1 負担金	20,000	町負担金 三野町 5,000 三好町 5,000 井川町 5,000 三加茂町 5,000
2 諸収入	2,000	0	2,000			
1 諸収入	2,000	0	2,000			
1 諸収入	2,000	0	2,000	1 雑入	2,000	(財)徳島県市町村振興協会 合併協議会助成金 2,000
歳入合計	22,000	0	22,000			

3. 歳出

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	本年度の財源内訳			区分	金額	説明
				特定財源		一般 財源			
				国 支出金	県 その他				
1 運営費	10,410		10,410	16	10,394				
1 会議費	5,870		5,870	16	5,854				
1 会議費	5,870		5,870	16	5,854	1 報酬	91	協議会委員報酬 3名×4町×1回×7,000円=84,000円 監査委員 7,000円×1回×1名=7,000円	
						9 旅費	44	議員 2名×4町×1回×2,000円=16,000円 学識経験者 3名×4町×1回×2,000円=24,000円 監査委員 2名×1回×2,000円=4,000円	
						11 需用費	280	会議費 75名×2,000円=150,000円 看板代 30,000円 消耗品費 100,000円	
						13 委託料	80	会議内容筆耕料 80,000円×1回=80,000円	
						18 備品購入費	5,375	会議室等の備品 机 50ヶ、パイプ椅子 100ヶ 4,000,000円 ホワイトボード 1ヶ 75,000円 音響設備 1,300,000円	
2 事務局費	4,540		4,540		4,540				
1 事務局費	4,540		4,540		4,540	7 賃金	50	清掃費50,000円×1ヶ月=50,000円	
						9 旅費	100	普通旅費	
						11 需用費	1,780	消耗品費 1,000,000円 光熱水費(電気料及び水道料) 230,000円 燃料費(公用車燃料費) 30,000円 印刷費(帳簿類等) 100,000円 修繕料 420,000円	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特定財源		一般 財源			
				国 支 出 金	其 他				
						12 役務費	157	通信費(電話、FAX、インターネット) 50,000円 公用車保険料 2台77,000円 保安協会申請料 30,000円	
						13 委託料	30	保安協会委託料 20,000円 セコム契約 10,000円	
						14 使用料及び 賃借料	213	複合コピー機借上料 100,000円 印刷機借上料 30,000円 公用車リース料 66,000円 電話器リース料 17,000円	
						18 備品購入費	2,210	事務机3ヶ・椅子3脚 310,000円 間仕切り 1,900,000円	
2 事業推進費	1,984		1,984		1,984				
1 事業推進費	1,984		1,984		1,984				
1 事業推進費	1,984		1,984		1,984	9 旅費	1,240	協議会委員 (7名×4町+1名)×40,000円=1,160,000円 監査委員等 2名×40,000円=80,000円	
						11 需用費	444	協議会だより等 8,800世帯×50.4円=443,520	
						13 委託料	300	ホームページ開設委託料	
3 予備費	9,606		9,606						
1 予備費	9,606		9,606						
1 予備費	9,606		9,606						
歳出合計	22,000		22,000		2,000				

【日程14】協議第1号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長等の責務）

第3条 規約第10条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（会議録署名委員）

第8条 会議録に署名すべき委員は、2名とし、議長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

（規律）

第10条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第11条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 関係者等が会議に出席したときの費用弁償は、三野町の例により支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月15日から施行する。

【日程 15】協議第 2 号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案）

会議の定例開催

協議会の会議開催日及び開催時間は、原則として以下のとおりとする。
ただし、必要に応じて変更できるものとする。

- (1) 開催日 毎月の第 3 木曜日
- (2) 開催時間 午後 1 時 3 0 分から
- (3) 開催場所 合併協議会事務所「テクノクリエイト(株)跡地」 会議室

【日程16】協議第3号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第2条 協議会規約第10条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、会場の都合により会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の人数を制限することができる。

（傍聴の手続き）

第3条 傍聴人は、協議会の事務局において、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿（第1号様式）に記入の上、傍聴章（第2号様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴章の返還）

第4条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（撮影又は録音することにつき、議長の許可を得た者を除く。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (3) 示威的行為をしないこと
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしないこと

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月15日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

第 回三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会会議傍聴人受付簿

番 号	住 所	氏 名	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

第2号様式（第3条関係）

傍 聴 章

第 号

三野町・三好町・井川町・三加茂町
合併協議会

【日程17】協議第4号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査又は審議をするものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の会議に諮って、会長及び委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長1名及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

2 関係者等が小委員会に出席したときの費用弁償は、三野町の例により支給する。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第15条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 3月15日から施行する。

【日程 18】 協議第 5 号

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会委員等の報酬
及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会規約第 19 条第 3 項の規定に基づき、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第 2 条 協議会の委員等の報酬は、日額 7,000 円とする。ただし、議会選出の監査委員については、これを支給しないものとする。

（費用弁償）

第 3 条 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額については、三野町の例による。

（補則）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 15 日から施行する。

平成15年度

三野町・三好町・井川町・三加茂町
合併協議会予算書
(案)

平成15年度 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会予算書(案)

平成15年度 三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,001千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成15年度中の当協議会の予算支出に当たり、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成15年 3月15日提出

三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会

会長 川原義朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1 負担金		20,000
	1 負担金	20,000
2 県支出金		20,000
	1 県補助金	20,000
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2,000
	1 諸収入	2,000
歳 入 合 計		42,001

歳 出 (単位:千円)

款	項	金額
1 運営費		18,255
	1 会議費	4,257
	2 事務局費	13,998
2 事業推進費		23,745
	1 事業推進費	23,745
3 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		42,001

歳入歳出事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1負担金	20,000	20,000	
2県支出金	20,000		20,000
3繰越金	1		1
4諸収入	2,000	2,000	
歳入合計	42,001	22,000	20,001

(歳出)

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源	その他	
					国県支出金	一般財源
1運営費	18,255	10,410	7,845	9,128		9,127
2事業推進費	23,745	1,984	21,761	10,872	2,000	10,873
3予備費	1	9,606	△ 9,605			1
歳出合計	42,001	22,000	20,001	20,000	2,000	20,001

2. 歳入

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	20,000	20,000	0			
1 負担金	20,000	20,000	0			
1 負担金	20,000	20,000	0	1 負担金	20,000	町負担金 三野町 4,333 三好町 4,783 井川町 4,443 三加茂町 6,441
2 県支出金	20,000	0	20,000			
1 県補助金	20,000	0	20,000			
1 県補助金	20,000	0	20,000	1 県補助金	20,000	合併協議会活動支援事業費補助金
3 繰越金	1	0	1			
1 繰越金	1	0	1			
1 繰越金	1	0	1			
4 諸収入	2,000	2,000	0			
1 諸収入	2,000	2,000	0			
1 諸収入	2,000	2,000	0	1 雑入	2,000	(財)徳島県市町村振興協会 合併協議会助成金 2,000,000円
歳入合計	42,001	22,000	20,001			

3. 歳出

(単位:千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				国 支 出 金	特定財源				
					その他	一般 財源			
1 運営費	18,255	10,410	7,845	9,128		9,127			
1 会議費	4,257	5,870	△ 1,613	2,129		2,128			
1 会議費	4,257	5,870	△ 1,613	2,129		2,128	1,190	協議会委員報酬 3名×4町×14回×7,000円=1,176,000円 監査委員 7,000円×2回=14,000円	
							568	議員 2名×4町×14回×2,000円=224,000円 学識経験者 3名×4町×14回×2,000円=336,000円 監査委員 2名×2回×2,000円=8,000円	
							1,222	11 需用費 38人×1,000円×14回=532,000円 消耗品費 690,000円	
							156	12 役務費 郵送料 14回×30名×370円=155,400円	
							1,120	13 委託料 会議内容筆料 80,000円×14回=1,120,000円	
							1	18 備品購入費	
2 事務局費	13,998	4,540	9,458	6,999		6,999			
1 事務局費	13,998	4,540	9,458	6,999		6,999	246	臨時職員社会保険料等	
							1,640	7 賃金 臨時職員賃金 1名×6,000円×273日=1,638,000円	
							276	9 旅費 普通旅費 176,000円 研修旅費 100,000円	
							4,870	11 需用費 消耗品費・印刷製本費等 1,500,000円 光熱水費 230,000円×12=2,760,000円 燃料費 30,000円×12=360,000円 新聞・書籍購入費等 200,000円 修繕料 50,000円	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特定財源		一般 財源			
				国 支	県 支				
						12 役務費	777	電話代 50,000円 × 12 = 600,000円 その他 100,000円 公用車保険料 77,000円	
						13 委託料	580	庭木剪定等 100,000円 電気保安協会 20,000円 × 12 = 240,000円 セコム契約 10,000円 × 12 = 120,000円 浄化槽点検・保守料 120,000円	
						14 使用料及び 賃借料	3,846	複合コピー機借上料 100,000円 × 12 = 1,200,000円 TV 2,500円 × 12 = 30,000円 印刷機 30,000円 × 12 = 360,000円 電話機リース料 17,000円 × 12 = 204,000円 公用車リース料 792,000円 ハイウェイカード 300,000円 事務所借上料 80,000円 × 12 = 960,000円	
						15 工事請負費	1		
						18 備品購入費	1,762	事務室備品 キヤビネット等	
2 事業推進費	23,745	1,984	21,761	10,872	2,000		10,873		
1 事業推進費	23,745	1,984	21,761	10,872	2,000		10,873		
1 事業推進費	23,745	1,984	21,761	10,872	2,000	8 報償費	150	講師謝礼 100,000円 研修時謝礼 50,000円	

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	本年度の財源内訳			区分	金額	説明
				国 支 出 金	特定財源				
					その他	一般 財 源			
						9旅費	1,360	講師旅費 200,000円 委員視察研修旅費 40,000円 × 29 = 1,160,000円	
						11需用費	5,800	協議会だより印刷製本費 8,800円 × 12回 × 50.4円 = 5,300,000円 アンケート用封筒・業書印刷費 500,000円	
						12役務費	460	通信費 30,000円 × 12 = 360,000円 その他 100,000円	
						13委託料	15,725	例規集一元化支援業務 4,200,000円 事務事業一元化支援業務 4,200,000円 新町建設計画策定業務 6,825,000円 ホームページ作成更新 500,000円	
						14使用料及び 賃借料	250	視察バス借上料 250,000円	
3予備費	1	9,606	△ 9,605						
1予備費	1	9,606	△ 9,605						
1予備費	1	9,606	△ 9,605						
歳出合計	42,001	22,000	20,001	20,000	2,000				

今後の取り組みについて

I 会議の基本的な進め方について

1 原則

(1) 意思決定について

会議での合意をもって、三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会の意思決定とする。

(2) 役員会、小委員会、幹事会、専門部会等との関係

役員会、小委員会、幹事会、専門部会等で協議した事項であっても、必ず会議において報告又は提案し、会議での合意をもって最終決定とする。

(3) 再協議について

既に会議で決定した事項については、原則として再協議はしない。

2 各種事項の位置づけ・進め方

(1) 報告事項について

報告事項は、次に掲げる事項とし、会議に報告し、委員の確認を求めるものとする。

【報告事項】

- ①前回の会議で、概ね承認を受けた案件に関する訂正事項
- ②前回会議以降に実施した事業に関する報告事項
- ③会長等の権限によって既に決定された事項
- ④その他軽微な事項

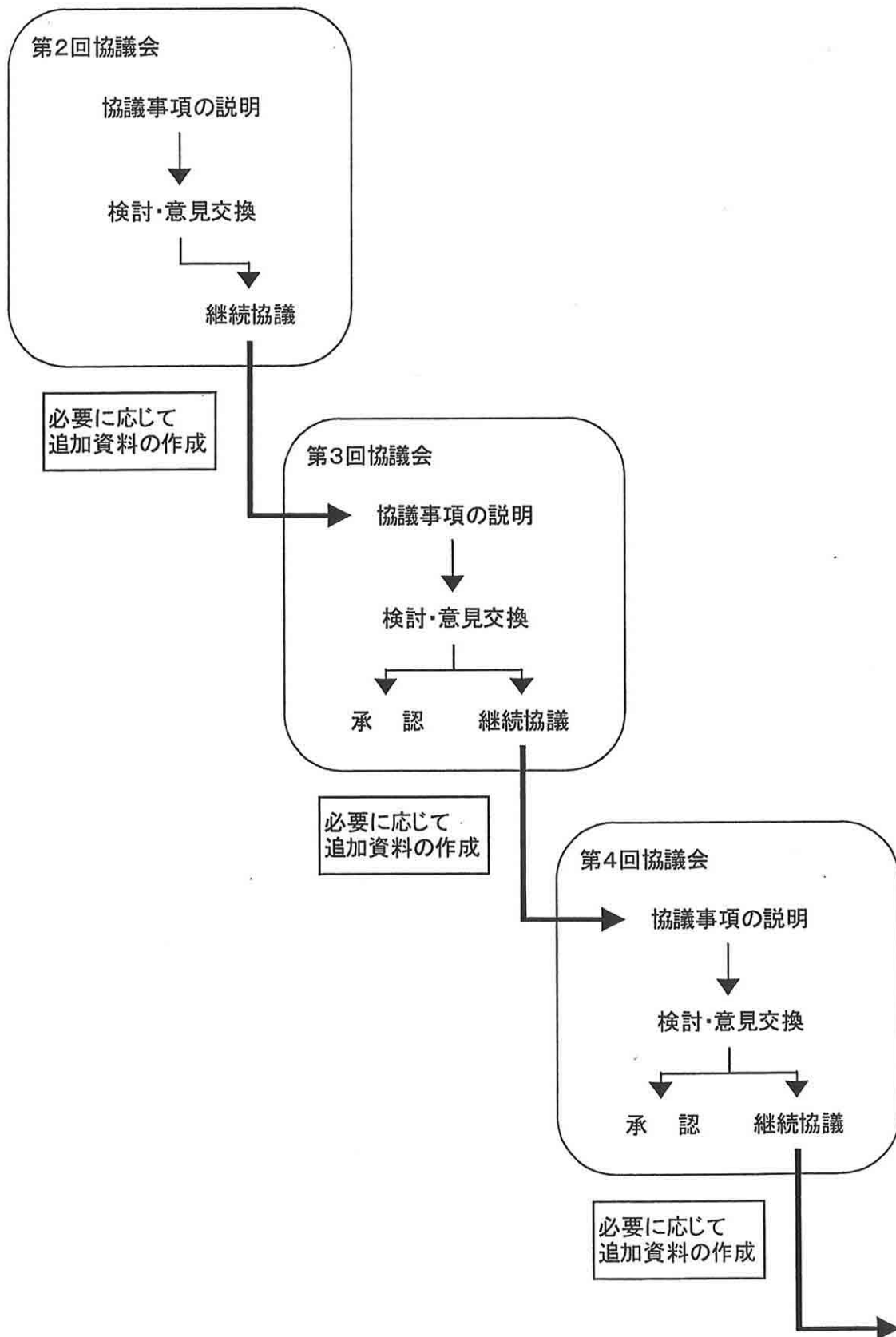
(2) 協議事項について

- ・協議事項は、次に掲げる事項とし、会議で内容説明した後、委員の間で十分な検討、意見交換を行った上で承認を求めるものとする。
- ・会議の開催日程等の比較的合意形成の図りやすい協議事項の場合は別として、さらに調査や議論を要する事項については継続協議とする。
- ・継続協議の場合においては、委員から追加資料等の要望があれば、次回の会議開催までに可能な限りにおいて事務局で作成し、全委員に送付する。

【協議事項】

- ①合併協定項目および市町村建設計画に関する事項
- ②役員会、小委員会、幹事会、専門部会等で協議した事項のうち、会議で決定すべき事項
- ③規約等の定めにより、会議に諮ることになっている事項
- ④会議の開催日程やスケジュールに関する事項
- ⑤その他、合併に関する重要事項

〈協議事項の決定過程〉



II 当面のスケジュールについて

時 期		事 業 計 画
平成15年3月	15日	三野町・三好町・井川町・三加茂町合併協議会設置
	”	第1回会議
	下旬	協議会だより第1号発行・ホームページ開設
4月	17日	第2回会議
5月	15日	第3回会議
	下旬	協議会だより第2号発行
6月	19日	第4回会議
	下旬	協議会だより第3号発行
7月	17日	第5回会議
	下旬	協議会だより第4号発行
8月	21日	第5回会議
	下旬	協議会だより第4号発行

※これらは予定であり、協議の進捗等により変更される場合がある。

※会議の日程については、会議の場で正式に協議を行うこととなる。

III 合併協議会での具体的な協議内容

1 協議内容と具体的な成果物

合併特例法第3条では、合併協議会について、「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」「その他市町村の合併に関する協議」を行う場であると規定している。

具体的な成果物としては、前者を「市町村建設計画」として策定、後者を「合併協定書」という形で概ね20～30の協定項目をまとめ上げ、各合併関係市町村へ提示することになる。

〈協議会での具体的な協議〉

●市町村建設計画

- ①合併市町村の建設の方針
- ②合併市町村の建設の根拠となるべき事項
- ③公共的施設の統合調整
- ④合併市町村の財政計画

●合併協定書

- ①基本的な協議事項（合併基本項目）
合併の方式、合併の期日、新町の名称、事務所の位置
- ②合併特例法に定める協議事項
議員の任期・定数特例、地域審議会等
- ③その他必要な協議事項
財産の取り扱い、一部事務組合の取り扱い、条例・規則の取り扱い
各種事務事業の調整（現況調査・調整方針の決定）等

2 当面の作業予定

- 三好郡他町村との合併検討
- 新庁舎の位置及び旧庁舎の取り扱い
- 新町の名称
- 合併の期日

【日程 2 1】

次回の日程について

〈第 2 回協議会日程〉

申し合わせ事項により

平成 1 5 年 4 月 1 7 日（木） 午後 1 時 3 0 分より